

平成30年3月 教育委員会臨時会会議録

1 開会の日時

平成30年3月28日（水） 午前10時30分

2 出席委員

新 倉 聰	教育長
荒 川 由美子	委 員 (教育長職務代理者)
三 浦 淳太郎	委 員
小 柳 茂 秀	委 員
澤 田 真 弓	委 員

3 出席説明員

教育総務部長	阪 元 美 幸
教育総務部総務課長	大 川 佳 久
学校教育部長	伊 藤 学
学校教育部学校給食担当課長	藤 井 孝 生

4 傍聴人 1名

5 議題及び議事の大要

- 教育長 開会を宣言
- 教育長 本日の会議録署名人に荒川委員を指名した。
- 教育長報告

(新倉教育長)

それでは、3月定例会から本日までの間の所管事項について、報告をさせていただきます。お手元の教育長報告をご覧いただければと思います。

学校等の関係では、3月21日に「YOKOSUKA English World 2018」が開催されました。諏訪小学校におきまして、市内小学生の5、6年生40名応募していた

だいたい方がご参加のもと、サリバンズ・スクールの5年生45名が参加をしていただきました。お互いバディーという形でのチームを組んでいただいて、それぞれゲーム等を英語で会話をしながら過ごすという形をとらせていただいております。

また、3月22日になりますけれども、横須賀総合高校生徒が市長の表敬訪問を行いました。JENESYS2017という企画がございまして、これは外務省が全国的に募集をかけた事業でございますけれども、ASEAN諸国との友好関係を持つとともに、日本についての理解を促進してもらいたいということで、全国の高校の中から数校が選抜されて、行くという形になっておりました。総合高校は1年生9名が応募いたしました、愛知県の県立津島高校と2校がシンガポールに行ってまいりました。期間的には1月30日から2月7日間でございまして、現地の日本大使館、現地高校、あるいは日系企業等を訪問し、日本についての理解を深めたいということで行ってまいりました。向こうでは、スカジャンを着てPRをしてきていただいたというご報告をいただいたところであります。

あと、関係機関関係につきましては、3月14日、3月24日に、学校給食会の理事会、評議員会を開催いたしました。議決内容といたしましては、3月31日付で学校給食会を解散すること、残余財産を横須賀市に寄附をするという形で議決をいただいたところであります。

また、3月22日には、教職員福祉会が開催されまして、理事会、評議委員会を行ったところであります。内容的には30年度の事業計画と予算の決定をいたしました。

行政関係では、3月27日、昨日まで3月の定例議会が開会されておりましたが、30年度の予算等の議決をいただいて、閉会となつたところであります。

また、3月27日、昨日になりますけれども、横須賀市立図書館との相互利用協定の締結をいたしました。昨日、横浜市の中央図書館長が横須賀市までご来訪いただきまして、30年4月からの利用に関しましての協定書を取り交わしたところであります。

その他、展示内容につきましては、各記載の展示のほうをご参照いただければと思います。

(質問なし)

日程第1 議案第17号『教育委員会専決規程中改正について』

教育長 議題とすることを宣言

(学校給食担当課長)

それでは、議案第17号『教育委員会専決規程中改正について』、ご説明いたします。

本議案は、平成30年度からの学校給食費公会計化に伴い、今年度まで公益財団法人横須賀市学校給食会が決定していた学校給食の献立及び物資に関することを、教育委員会で決定するに当たり、その意思決定に係る手続として、保健体育課の課長が専決できる事項を追加するものです。

お手数ですが、議案書、1枚おめくりいただきまして、2ページA3の資料中、別表第3をご覧ください。

追加する事項といたしましては、下段の3点でございます。

1点目として「3 学校給食の献立の決定」を、2点目として「4 学校給食に使用する物資の規格の決定」を、3点目として「5 学校給食に使用する物資の納入事業者の決定」を追加しようとするものです。

これらの事項は、今年度まで公益財団法人横須賀市学校給食会が設置している基準献立・物資検討委員会で決定をしていました。平成30年度からは、これらの事項を保健体育課の課長専決により教育委員会として決定したいと考えております。

なお、給食会の解散に伴い、教育委員会での学校給食の献立及び物資に関するこの決定に当たって、事前に内容を協議、検討する組織として「横須賀市学校給食基準献立・物資検討協議会」を別途要綱により新たに設置をいたします。協議会は、給食会の基準献立・物資検討委員会と同様に、校長、教諭、栄養教諭、学校栄養職員、給食調理員と教育委員会事務局職員で構成し、学校給食公会計化後も給食に関わる方々との協議、検討を踏まえ、献立及び物資に関することを決定していきたいと考えております。

最後に施行日は、附則にございますとおり平成30年4月1日となります。

以上で、議案第17号についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

質問・討論なく、採決の結果、議案第17号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第2 議案第18号『(仮称) 横須賀市学校給食センター基本計画の策定について』及び

日程第3 議案第19号『共同調理場の整備・運営に係る事業手法について』

教育長 内容に関連があるため、一括して議題とすることを宣言

(学校給食担当課長)

それでは、議案の説明の前に、昨日3月27日に開催されました市議会本会議において、中学校完全給食実施等検討特別委員会委員長から、最終審査報告がございましたので、先にご説明をさせていただきます。

本日、当日配付とさせていただきました参考資料「中学校完全給食実施等検討特別委員長最終審査報告」をご覧ください。

最終審査報告では、給食センターの整備及び中学校完全給食の実施に当たり、特別委員会で出された次の9つの意見を踏まえて事業を進めるようにとの要望をいただきました。

中段でございます。まず1点目が、中学校完全給食実施のため、センター方式を採用するに至った優位性（メリット）を生かす方策に努められたい。

2点目が、旧平作小学校周辺の住民に対し丁寧な説明を行うとともに、整備・運営期間を通して安全対策を徹底し、理解を得るよう努められたい。

3点目が、給食センターが災害時に有効に機能するような方策を図られたい。

4点目が、補助金を活用することなどにより、財源の確保に努められたい。

5点目が、中学校の荷受け室や昇降機整備に当たり、校内の安全確保に努められたい。

6点目が、給食センターの運営については、衛生水準を確保した上で、安全で安心な、おいしい給食の提供に努められたい。また、アレルギー対応食の提供は、生徒たちの生命と健康に係る重要事項であるため、安全に提供できる体制を確保されたい。

7点目は、食育については、地場産物の活用やおいしい給食の提供とともに、学校と給食センターが連携し、生徒たちが望ましい食習慣を身につけられるよう努められたい。

8点目が、事業手法の決定、その後の施設整備・運営において、市内経済によい影響が出るよう工夫されたい。

9点目が、今後、生徒数の減少が想定される中、給食センターの提供可能食数の能力が過剰となることが懸念される。過剰となった施設の能力を長期的な視点で活用できる方策を今後、検討されたい。

以上となります。

この後ご説明する基本計画の策定、事業手法の決定を初め、今後の中学校完全給食推進事業の実施に当たりましては、最終審査報告の内容も十分踏まえ、進めていきたいと考えております。

それでは、議案の説明に入らせていただきます。

議案第18号『(仮称) 横須賀市学校給食センター基本計画の策定について』と、議案第19号『共同調理場の整備・運営に係る事業手法について』は、関連する案件となりますので、一括してご説明をさせていただきます。

初めに、議案第18号『(仮称) 横須賀市学校給食センター基本計画の策定について』ご説明いたします。

本議案は、中学校完全給食の実施に向けて、新たに設置する共同調理場の整備・運営に係る基本計画を策定するものです。

この基本計画については、案の段階で各検討組織等においてご意見を伺い、教育委員会2月定例会においてもご説明をさせていただきました。その後、これまでの検討経過や用地の概要などの基本事項を加え、3月2日に開催された市議会の中学校完全給食実施等検討特別委員会において、事務局案としてご報告し、ご質問、ご意見等をいただきました。

特別委員会では、内容に関する質疑のほか、事業を実施するに当たっての留意点などについてご意見をいただきましたが、記載内容自体に反対されるようなご意見はございませんでした。

したがいまして、特別委員会に提出した資料からは変更を加えずに、今回、議案として提出させていただいております。

それでは、別添の資料「(仮称) 横須賀市学校給食センター基本計画」をご覧ください。

まず、施設の名称ですが、共同調理場は教育機関となりますので、設置条例を制定し、名称を定めることになります。条例制定までの間、「(仮称) 横須賀市学校給食センター」の呼称を使用します。

今回は、2月定例会においてご説明した基本計画案から新たに加筆した内容を中心にご説明いたします。

1ページをお開きください。「1 基本事項」についてですが、この基本事項に関する記載が、新たに加筆した部分となります。

(1) では、これまでの検討経過について記載しています。

また、「(2) 用地」では、給食センター用地を旧平作小学校とする方針を決定したことについて、それから1枚おめくりいただきまして、2ページになりますが、「ア 旧平作小学校について」では、所在地や用途地域、現在の状況など、旧平作小学校の概況を記載いたしました。

3ページをご覧ください。「イ 建築基準法第48条ただし書の許可について」では、旧平作小学校の用途地域に給食センターを建設するためには、建築基準法第48条ただし書の許可が必要であることを記載しました。

また、「(3) 事業手法」では、議案第19号として提出しております、DBO方式について記載をしています。

次に、「(4) 整備スケジュール」についてですが、導入可能性調査の結果等を踏まえ、現時点で想定する整備スケジュールを記載しました。平成30年6月から8月ごろには、地質調査を実施する予定です。

また、平成30年度の後半には、事業者の募集や選定に関する基本的な事項を定める実施方針等の公表を行います。

平成31年度前半には、整備・運営事業者の選定を行うとともに、並行して、既存施設等の解体を開始する予定です。

その後、平成31年10月ごろに整備・運営事業者との契約締結を行い、平成31年11月から平成33年6月までの約20カ月間で設計・建設を、平成33年7月から平成33年8月中旬までの約2カ月間で開業準備を行い、平成33年8月下旬から給食を開始する想定としています。

給食開始以降、平成48年7月までの約15年間を、維持管理・運営について事業者への委託期間とする予定です。

4ページ以降につきましては、2月定例会資料と同じ内容となりますので、簡潔にご説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。「2 基本的な考え方」として、4ページから5ページにかけて、給食センターの施設整備及び運営管理に当たっての基本的な考え方を、7つの項目に整理をいたしました。

これらの基本的な考え方を踏まえ、6ページ以降の基本項目について、現時点での方向性を記載いたしました。

以上で、議案第18号『(仮称) 横須賀市学校給食センター基本計画の策定について』の説明を終わります。

続きまして、議案第19号『共同調理場の整備・運営に係る事業手法について』ご説明をさせていただきます。

本議案は、中学校完全給食の実施に当たり、新たに設置する共同調理場の整備・運営に係る事業手法について、設計・建設・運営を一括して発注するDBO方式とするものです。

事業手法をDBO方式とする事務局案につきましては、教育委員会2月定例会においても既にご説明をさせていただきましたが、改めて、検討経過を整理させていただきます。

これまで事業手法については、教育委員会のほか、市議会の中学校完全給食実施等検討特別委員会や、各検討組織等においてご意見をいただくとともに、「PFI等導入可能性調査」、これを業務委託により実施し、検討を進めてまいりました。導入可能性調査で実施したVFMの検討や、事業者のヒアリング、アンケートの結果を踏まえて検討した結果、直営方式と比較した際、設計・建設・運営を一括して発注する方式の方がコストの削減や運営品質の向上を期待できる

こと、また、VFMや地元事業者の参画といった観点からも、比較対象としたPFI(BTO)方式より有利な結果が出ていることなどから、共同調理場の整備・運営に係る事業手法は、設計・建設・運営を一括して発注するDBO方式が最適であると考えました。

なお、議案第18号でご説明した基本計画と同様に、事業手法をDBO方式とする事務局案についても、3月2日に開催されました中学校完全給食実施等検討特別委員会においてご説明をいたしましたが、事務局案自体に反対されるようなご意見はございませんでした。

こうした経緯を踏まえまして、今回議案として提出をさせていただいております。

以上で、議案第19号『共同調理場の整備・運営に係る事業手法について』の説明を終わります。

議案第18号とあわせて、ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

(小柳委員)

この（仮称）横須賀市学校給食センター基本計画の3ページの（4）の整備スケジュールの一番最後の行で、維持管理・運営期間として約15年というふうに記載されていますが、これは15年終わった後のこととは、どういったことを考えていらっしゃるか、検討されているんでしょうか。

(学校給食担当課長)

15年が経つころに、施設自体の機器の改修も含めて、その事前からの準備に入ります。その後、運営期間がAという事業者がやってきた、それについて次の16年目以降どうするかというのを、この15年たつ事前からまた準備を始めまして、今の想定といたしましては、維持管理・運営をしていただく事業者さんを募集するというような形になるのかなというふうに思います。

したがいまして、形としては、今DBOということですけれども、今度その後は、いわゆる「O」、委託だけの期間になってまいりますけれども、外にまた、事業者さんにお願いするというような、そういった流れになってくるというふうに思っております。

(小柳委員)

そうすると、ここの15年というのは、この契約期間が15年というふうに考えればよろしいでしょうか。

(学校給食担当課長)

はい、そのとおりでございます。

(小柳委員)

ありがとうございます。

今回、この最後のところで、議案第19号で、DBO方式にするということなんですかけれども、前回のご説明のときに、DBO方式とPFI方式を比較して、DBO方式のほうだと、その責任の所在が不明確になりがちであるという欠点が指摘されておりましたが、ここに関してはどのような手当てを考えいらっしゃいますでしょうか。

(学校給食担当課長)

「D」と「B」と「O」とございます。それぞれを前回ご説明したPFI方式ですと、1つの会社、1つの共同事業体の会社と1本契約ということですので、会社の中で全部やり、何かあった場合にはやるということになっております。ただ、DBO方式の場合には、契約が1つ1つになりますので、そういった何か設計なのか建設なのか、それとも運営と維持管理のどちらに何かがあるのかとかといったようなことが後日起こった場合ということがご心配の声があったということで、ご説明させていただきました。

実際には、今その契約の仕方の内容をしっかりと細かいところまできっちり決めておくことによって、瑕疵担保も含めまして、責任の所在が不明確にならないようにという手当てをしようということで今考えております。

(新倉教育長)

私から1点だけ確認をさせていただきますと、先ほど参考資料でありました、中学校の完全給食実施等検討特別委員長の報告が最終報告ということは、この特別委員会はこの後どうなるというふうに理解をしたらいいですか。

(学校給食担当課長)

この3月の定例議会をもって、特別委員会自体は審査終了ということで、なくなるということを聞いております。

(新倉教育長)

そうしますと、今後の例えば契約だとか、あるいは進捗、その他の契約だとか、具体的な計画だとかでてきたときに、特別委員会では報告しないということですか。

(学校給食担当課長)

はい、通常の常任委員会、教育委員会を所管する教育福祉常任委員会、そちらのほうでの審議を受けるということになると思っています。

(小柳委員)

今の教育長の質問と絡んでというか、先ほど、議案第17号のご説明のときに、この専決事項が加わって、この専決事項3つ加わったものに関して、課長が専決するというふうにおっしゃったように、聞こえたんですけれども、それはそのとおりで間違いないですか。

(学校給食担当課長)

そのとおりでございます。

(小柳委員)

以前の説明では、何か部長の決裁も得るようなことをおっしゃっていたような、私の記憶間違いかもしれないんですが、課長だけでなく、部長の決裁というような話があったのかなという記憶があるのと、ここ第2条のところ、この資料の議案第17号の専決事項の第2条には「部長等」と書いてあり、この表の中を見れば、これは課で専決になっているので、課長という説明なのかなと思ったんですが、部長は一切絡まないという理解でよろしいですか。

(学校給食担当課長)

この第2条では、「部長等」ということで、部長や課長、所長、館長というものが規定されております。別表第1と第2がここに今載っていないので、わかりにくいくらいですけれども、別表第3につきましては、各課の固有事務ということで、各課の課長が専決をするというものを定めているものです。この保健体育課の給食の部分、今でいいますと1と2がございますが、給食費補助対象児童・生徒の認定であったり、給食費補助の使用の決定であったりというのは、今課長の専決という位置づけになっております。これと同じレベルで専決で定めようとしたものでございます。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第18号及び議案第19号はそれぞれ、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

日程第4 議案第20号『教育長の臨時代理による事務の承認について（図書館条例施行規則中改正）』

教育長 議題とすることを宣言

（総務課長）

それでは、議案第20号『教育長の臨時代理による事務の承認について（図書館条例施行規則中改正）』について、ご説明をいたします。

本規則につきましては、さきの定例会で改正を行ったところでございますが、規則の公布に当たり、改めて条文表記について確認したところ、第3条第1項について、本議案書に記載の字句の使用が正しいということが判明をいたしました。このため、大変恐れ入りますが、3月14日付にて、教育長の臨時代理により規則の改正を行いましたことをご承認いただきたく、本日提案をさせていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

（新倉教育長）

ありがとうございます。

この点につきましては、私のほうからもお詫びを申させていただきたいと思います。ご審議いただいた際に、未確認な形で議決項目に変更させてしましましたことによって、このようなお手間をとらせましたこと、大変申し訳ございませんでした。

（三浦委員）

この違いが私にはよくわからないんですけれども、ちょっとご説明いただけますでしょうか。

（総務課長）

法令上のこういった条文をつくる際のルールがあるということで、ある「者」を更に要件を重ねて限定するときには平仮名の「もの」を使うというルールがあるそうでございます。この場合は、「身体に障害がある者で図書館に来館できないもの」ということで、身体に障害がある者、この「者」は漢字で、それを要件を重ねて限定するときの後段の「もの」については平仮名で記載をするというルールがあるということで確認をいたしまして、本日訂正をさせていただきたく、お願い申し上げます。

(小柳委員)

私からもお詫び申し上げます。お手数をおかけして申し訳ございませんでした。

(三浦委員)

よくわかりました。ありがとうございます。

(新倉教育長)

大変申し訳ございませんでした。法令上の表記は、私たちの総務のほうの法令審査関係がやっておるところであります、そこにあわせて確認をすれば済んだことなんですが、このような二度手間をとらせまして、本当に申し訳ございませんでした。

ほかに質問・討論なく、採決の結果、議案第20号は、「総員挙手」をもって、原案どおり可決・確定する。

(理事者報告なし)

(理事者への質問なし)

6 閉会及び散会の時刻

平成30年3月28日（水） 午前11時00分

横須賀市教育委員会

教育長 新 倉 聰